

國船買上相成候ニ付承知致シ度候有之候間
至急御答有之度候也

岩槻大藏少佐

平井外勞少佐

遠藤大藏大至殿

七年十月十二日

即日施行〇

長官

(蔭)

御用掛

(職輔)

(署)

(同轉)

宮内省へ御答案

獨医セエーベルケル並赤星研造帰朝御問合
之趣致承知候兩人共最早不日帰朝可相成存
候尤セエーベルケル浅ハ長崎近帰着候ハ
同所ニテ御雇被免候方御入賞ニ相減シ可然

欽ト序候此段房申進候茶尚御見込承知致度

候也

蕃地事務局

御用掛

宮内大少丞

御中

臺灣蕃地へ

〔印〕

思召ヲ以被差遣候獨逸國医師セニニヤルケル
及ヒ赤星研造岱帰朝候様申達方御取計相成度
旨九月五日附ヲ以御答及ヒ候ニ付テハ右兩人
岱最早不日帰朝可相成哉頃合之慶承知致度此
段及御問合候也

七年十月十日

宮内少丞

蕃地事務局御中

奉也事務局

七年十月十四日

長官

(震)

御用掛

(轍)

(野)

(河野)

宮内省ヨリ別紙ノ通り回答有之候ニ付供回覧
候也

台湾へ被差遣有之候獨医セエーベルケル儀長
寄マテ歸着候ハ、於同所御雇被免候方御入費
モ相減可然哉ノ旨御折合ノ趣致承知候右ハ御
局御見込ノ通ニテ異存無之候条可然御取計有
之度此段申入候也

明治七年十月十三日

官内卿徳大寺実則
蕃地事務局長 大隈重信殿

七年十月十四日

長官儀

御用掛

職司

即刻施行

速見

支局へ御電報案

イシ 横濱イミ工出帆モ五ワホニニン

ノツゴラニマカヒヨ

藩地車券局

長崎支局

監督也事務局

御中

東京本局

醫師 ハイニベルグ長崎到着ニハ雇トノベシト
御申越ニハ候得共其儀不條理ニテ出来間敷鬼
モ角モ横濱迄差出申候

十月十二日午前十時三十分發

長崎支局ヨリ

東京本局

十月十二日午前十時三十分發

第三百六十六號 官報 享數五十字

出長崎藩地事務局

届東京藩地事務局

イシ チュウベルグ 伊二 到着

ハ ヤトヒトクベシ ト タ一 ソノギ

フジヨラリ ニテ テキ マシグ

モカク 1横濱三 マデ ト五 差出申候

十月十四日 着技術方 多久正吉

七年十月廿五日

施行

(内)

御用掛

鞆轉

宮内省へ御照會案

御省七等出仕赤星研造ヨリ別紙之通帰京ノ儀届出候處定而御省へモ届出候儀ト存候就而八正院御届ノ儀御省ニ於而御取計相成候哉又當局ヨリ差出候様可致哉否御回答有之

度候也

蕃地事務局

宮内大少丞

御中

記

照印

臺灣蕃地ヨリ昨二十四日セーニベルニ氏同行
ニテ横濱ニ着午后八時帰宅仕候ニ付今日出務
可仕ノ處依病氣出務難致候間此段御届申上候
也

宮内省七等出仕

七年十月二十九日 赤星研造

赤星研造

臺灣蕃地事務局

御中

七年十月二十八日

長官

六院

御用掛

文部

主事

野口

同管

官内省七等出仕赤星研造並同省雇獨逸医師セ
ーンベルゲル帰朝届之儀ニ付別紙之通申越候
間供御一覽候也

當省七等出仕赤星研造臺灣蕃地ヨリ帰京之儀
正院工御届ノ義ハ於當省取計候哉御問合之趣
致承知候右ハ研造ヨリハ帰京ノ旨直ニ正院ヘ
可届出答ニ候得共セーンベルゲル帰朝被命候
次第ハ當省ヨリ正院工別紙寫之通御届致候此
段及御回答候也

七年十月二十七日

宮内少丞

蕃地事務局御中

追テ研造ヨリハ既ニ正院へ届書差出候趣ニ
候也

當省傭獨乙醫師セーンベルゲル帰着御届
當省雇得乙國セーンベルゲル並當省七等出仕
赤星研造義先般以來臺灣蕃地工被差遣居候處
歸朝候様被仰出候ニ付其旨申達候處兩人共
去二十四日帰京候旨申出候此段御届致候也

明治七年十月二十七日

宮内卿徳大寺實則

太政大臣三條實義殿

七年十月十二日

長官

(大蔵)

御用掛

(職種)

(甲等)

(河内)

即日施行

(印)

内務省へ御回答案

長崎縣下肥前國彼杵郡長崎村小島郷元大德
寺朱印地當時梅ヶ崎社境内地之内へ於蕃地
戦没之者埋葬致度旨支局ヨリ同縣廳へ掛合
付同縣窺書相添御照會之趣致承知候右ハ